

「みんなのお店ひろしま」宣言店募集

障害を理由とする差別の解消を推進し、障害のある人が安心して利用できるよう、積極的に環境整備などに取り組む事業者を募集します。

☎障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256)

宣言事業者を、「みんなのお店ひろしま」宣言店として、その取り組み内容を公表します。

【対象】

市内全ての飲食店、小売店、サービス事業所(対価を得ない無報酬の事業を行うもの、非営利事業団体も)



シンボルマーク

■ 応募の流れ

1 申立書の入手・作成

市ホームページや障害福祉課から、申立書を入手・作成

2 申立書などの提出・審査

郵便、ファクス、メールか障害福祉課に持参

3 宣言書・ステッカーの交付

詳しくは、市ホームページで

市HP ページ番号 242674



「みんなのお店ひろしま」が大切にしている3つの心構え

●入店・サービス拒否をしません

障害を理由として、正当な理由なく入店拒否やサービス提供の拒否、制限、条件を付けるなどの対応をしません



●合理的配慮の提供に努めます

障害のある人から何らかの配慮を求めた場合には、負担になり過ぎない範囲で対応します



●心のバリアフリーを大切にします

障害のある人に対する無関心や誤解などをなくし、一人のお客さまとして受け入れ、快くおもてなしをします



外見からは分からない内部障害などを示すヘルプマーク

援助や配慮が必要な人が付けます。見掛けたら、思いやりのある行動を。

緊急連絡先や必要な支援を記載のヘルプカード

提示されたら、記載事項を確認。困っていることを聞いて支援をしましょう。



12月3日(金)～9日(木)は障害者週間期間中のイベントを紹介します

心身障害者福祉センター文化祭

「みんなに届け 笑顔のメダル」をテーマに、同センターで活動するグループの作品展示を行います。

☎12月4日(土)、5日(日)の10:00～16:00

☎同センター(東区光町二丁目1-5)

※広島駅新幹線口から、車いす対応の無料送迎バスあり
☎同センター(☎261-2333、☎261-7789)

セルプフェア

県内の障害者福祉施設による手作りの自主製品(食品、木工品、日用雑貨など)の展示と対面の販売会です。

☎12月1日(水)～14日(火)

●展示販売
10:00～18:00(最終日は17:00まで)

●対面販売
9:00～17:00

☎ひろしま夢ぷらざ(中区本通8-28)
☎市就労支援センター(☎537-1331、☎537-1332)



障害のある皆さんへ 広島市障害者110番 ☎、☎537-1777

不当な差別を受けたなど困ったことがあれば気軽に相談してください。相談は、窓口対応や事務・事業を行う課へ。上の広島市障害者110番や障害福祉課(問い合わせ先左記)でも受け付けています。

●電話・ファクス・面接での相談
【日時】平日9:00～17:00

●弁護士の法律相談
【日時】毎月第2水曜日で、偶数月は10:00～12:00、奇数月は14:00～16:00
【申込方法】事前に☎、☎537-1777へ予約を

report 誰にでも分かりやすい色とデザインに

「みんなのお店ひろしま」のシンボルマーク(左)は、市立大学芸術学部デザイン工芸学科視覚造形の学生グループが制作しました。指導教授と担当学生などに話を聞きました。

今年4月から始まった同学科有志によるシンボルマーク制作プロジェクト。3グループが参加し、4カ月の試行錯誤の末、右写真のグループのマークに決定しました。

あらゆる人の視点に立ちたい

選ばれたグループの皆さんは「障害者の方と会って、困っていることをお聞きすると、特定の色の見え方など、これまでデザインする時に考えたことなかった視点に気付かされました」と話します。



勉強会の様子

「広島県の県花である『もみじ』を人のつながり・助け合いをイメージしたデザインにし、さらに笑顔の表情に見えづらい人のために色も工夫しました。今後は、あらゆる人の視点に立ち、デザイ



右から納島教授、大学院生の國友さん、学科生の宮原さん、中村さん、福永さんと中村准教授

ンだけでなく、日常生活でも困っている人の助けになりたいです」と皆さん。

指導した納島正弘教授は「デザインは洗練されているだけでなく、人の心を打つもの、地域に合ったものでないといけません。このプロジェクトで成長した学生たちが頼もしいですね」と目を細めます。



SOSのサインに気付いてください

障害者虐待は、障害者の権利や尊厳を脅かし、自立や社会参加を妨げる行為で、絶対にあってはならないことです。周りの皆さんの気づきが、虐待の防止と早期発見につながります。

☎障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256)

虐待は、家族や障害者福祉施設の職員、職場の人など、身近な人から受けることが多く、発見が難しい場合があります。また、しつけや指導のつもりで、虐待をしている側が虐待とっていない恐れもあります。

両者を救うために

介護疲れや障害への知識不足、世話をする人自身の障害などに起因することが多く、家族などにも

支援が必要な場合もあります。周囲の目でSOSを見逃さず、家族全体を地域ぐるみで支援することが重要です。

態度や様子がサインに

障害者虐待は、本人が被害を訴えることが難しい場合が多く、被害者の態度や様子にSOSのサインが出ていることがあります。

虐待のサインには、右のようなものがあります。

障害者への虐待では?と思ったら 市障害者虐待通報ダイヤル(24時間受付)

☎542-5300 FAX542-5311 匿名可能。通報者情報などの秘密厳守
Eメール sg-tsuho@city.hiroshima.lg.jp

虐待の種類	虐待のサイン(例)
身体的虐待	暴力を振るう、縛り付ける、部屋に閉じ込める 体に傷やあざが絶えない、急におびえたり、怖がったりする
性的虐待	性的な行為を強要する、わいせつな話をする 人目を避け、部屋に一人でいたがる、相談するのをためらう
心理的虐待	怒鳴る、侮辱的な態度をとる、無視をする 自分で自分を傷付ける行為をする、パニックを起こす
ネグレクト(放棄・放置)	十分な食事を与えない、入浴や着替えをさせない、排せつの介助をしない、必要な医療や教育を受けさせない 衛生状態が悪い、空腹を訴える、学校や職場などに出てこない
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、預貯金などを勝手に使う・運用する 日常生活に必要な金銭を渡されていない